

健発 1 2 2 6 第 8 号
平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」
の一部改正について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により市町村長が行う予防接種については、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところである。今般、定期接種実施要領の一部について別紙のとおり改正することとしたので、貴職におかれては貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の概要

- (1) 定期的な検診の機会を利用した接種状況の把握において、3～4 か月児健康診査など必要に応じて実施する健康診査の機会においても接種状況を把握することを追加すること。
- (2) 接種前に母子健康手帳の提示を求める対象に小児を追加すること。
- (3) 予防接種法第 28 条の規定による実費の徴収について、同条ただし書に規定する経済的理由には、市町村民税の課税状況や生活保護世帯又は中国残留邦人等支援給付の受給の有無が含まれるため、予防接種を受けた者又はその保護者のこれらの状況を勘案し、実費を徴収することができるかどうかを決定することについて定めること。
- (4) 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票（様式第 6）において、「皮下注射・筋肉内注射の別」欄を追加すること。
- (5) その他必要な改正

2 施行期日

平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日